

岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（素案）への意見募集（パブリックコメント）結果

◇募集期間 令和2年12月21日～令和3年1月20日

◇意見の数 13件

◇意見提出人数 9人、2団体

No.	意見の概要	市の考え方
新型コロナウイルス感染症について		
1	第4章 具体的な人権課題への取組 1 新たな人権課題 (1)新型コロナウイルス感染症 マスク着用困難な人、ワクチン未接種者への同調圧力や差別偏見が考えられます。（インフルエンザワクチンでも、学校や勤務先からの圧力を感じています。解雇や雇い止め、学校行事の参加ができないなど、インフルエンザワクチン以上の可能性があります）ぜひ、対応のご検討をよろしくお願いいたします。	今後、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題に対応する際の参考とさせていただきます。
2	新型コロナが日本で発見されて一年！統計上致死率は低く、死者の平均年齢は高齢者&基礎疾患ありがほとんどです。子供にとって明るい未来ある政策をお願いします。投票者は高齢者がほとんどなので表立っては言えないと思います。しかし子供は国の宝、国を支えるのは子供達なんです。子育てしやすい街づくりが市を発展させると思います。まだコロナを問題にするのであれば高齢者や基礎疾患ありの高リスクな方々を追跡すれば医療崩壊も起きないと思います。自分は免疫アップで耐えますので、意見を目に通してもらえると幸いです。	
3	精度に疑問のある、診断に使ってはならないPCR検査で陽性となった人がメディアなどにより、個人が特定され差別や誹謗中傷、それにより引越しや自殺に追い込まれる事態となったことは大変痛ましいものでした。二度と同じことを繰り返すべきではありません。今後コロナウイルスワクチン未接種者への人権侵害、差別が懸念されます。どうか未接種者の人権擁護を検討してください。接種も未接種もどちらも個人が尊重されてこそ健全な社会であると思います。	
4	現在2歳の子供がおり、保育園では3歳からマスクの着用となります。マスクの効果に関しては様々な疑問があり、むしろ弊害のほうが多いと思っているくらいです。特に子供の発育（身体的・情緒的な事も含め）にとってマスクの着用がもたらす10年後の悪影響は憂慮すべきで、親だけでなく教育現場や市としても慎重な対応が求められる問題だと思っています。新型コロナは無症状の人が他人に感染させるという科学的根拠がない現状で、児童・園児にまで全員マスクを着用させるというのは行き過ぎだと思います。マスクは風症状のある人が飛沫を飛ばさないためにつける程度のものであるという認識のもと、同調圧力による差別を助長しないよう、市のほうから教育現場に通達してほしいです。またワクチンですが、我が家では子供の健康と公衆衛生の両方を鑑みてノーワクチンを貫いています。新型コロナでは今後未接種者が差別されるなど容易に想像できますので、そういった人権侵害を防ぐ対策・雰囲気作りを今からしてほしいです。新型コロナは未解明の病気です。過去のハンセン病のように根拠のない偏見が差別の空気を作り出す事のないよう、地域全体として具体的な対策を講じるべきです。	

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>昨年より、コロナ対策のために年度始めには学校現場では登校できずオンラインでの授業、時間差登校や換気・消毒によりなんとか学校での教育がなされています。素案では、地域・学校・家庭において人権教育を進めるとありますが、公民館は閉鎖されたり町内の行事も取止めが多く、ワクチン接種後直ちに、諸活動が再開するのは困難かと思えます。コロナ禍にあっての岡山市人権教育をどのように進めるのかを明らかにして欲しいと思えます。</p>	<p>今後、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題に対応する際の参考とさせていただきます。</p>
外国人市民について		
6	<p>①現状と課題に、以前には、在日コリアンの人がともに暮らしているということや、在日コリアンへの差別の記載があったが、それがなくなっている。外国人市民のことを、またとりわけ人権にまつわる計画では、落としてはならないのではないかと。 ②相談体制が必要なことを入れるべき。 ③日本語指導は、児童生徒だけでなく、大人にも必要であり、掲載すべき。</p>	<p>①本邦外出身者に対する差別は決して許されるものではないという中に含まれるものと考えています。 ②令和元年6月より、外国人総合相談窓口を設置し、外国人市民の生活に関する相談に広く対応し、必要に応じて随時担当課に繋げています。（※差別のみに関する相談窓口ではありません。） 基本計画（施策の方向性）の「生活支援等」に、相談体制について含まれています。 ③基本計画（施策の方向性）の「コミュニケーション支援」に、日本語指導について含まれています。</p>
同和問題について		
7	<p>改訂前にあった「今後における同和問題解決の基本方針」と「同和教育基本方針」の記述がなくなったことを聞きました。子ども、外国人市民、女性、高齢者、障害者などには、それぞれに施策についての具体的なプランや計画があるが、同和問題についても同様に必要である。同和問題は市民意識調査で結婚問題などに見られるように解決をしていないので、同和問題についても基本方針が必要です。掲載してください。</p> <p>「現状と課題」のところに、「同和問題についての認識も進み、同和問題は解決に向かっていきます」とありますが、市民意識調査をみても、また自分の体験でも解決をしていません。「同和問題は解決に向かっていきます」という表現ではなく、心理的差別は厳しくあるという、現実を直視した内容に変えるべきである。</p> <p>「施策の方向性」のなかに、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づいて具体的に施策を展開することを書いてほしい。同和問題解決にあたって、具体的な施策がない。</p> <p>福祉交流プラザでの相談は、そもそもの経過からも、生活相談だけでなく、人権相談に積極的に乗るべき。「人権相談や」と入れるべき。</p>	<p>「同和教育基本方針」はすでに廃止されているため、「今後における同和問題解決の基本方針」は内容が現状にそぐわなくなっている面もあり記載していません。</p> <p>同和問題は、基本的に解決に向かってはいますが、結婚問題などで差別意識が見られたり、インターネット上での差別書き込みが発生したりするなど、差別意識の解消が課題と考えています。</p> <p>同和問題の解決に向けて、引き続き、教育・啓発に努めていきます。</p> <p>「人権相談などの人権課題解決のための各種事業」に修正します。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
8	<p>26年前に親族の葬儀がありました。その時、知り合いの方がたくさん来られていたのですが、日頃お付き合いをしている一部の方は、顔をみる事ができませんでした、そのことを、身内に尋ねたら、あの人たちは葬式には参加できない。なぜかというと同和地区の出身ということが根底にあったようです。岡山市内のことです。日常生活のなかで、普通に挨拶をしている人も、葬儀のときには排除（遠慮された）されたのではないかと。その現実、非常に驚き、悲しい思いをもちました。未だ状況が改善されているとは思えません。岡山市はもっと真剣に同和問題解決にとりくむべきです。今回の改訂の話聞いて、「今後における同和問題解決の基本方針」と「同和教育基本方針」の記述がなくなっていることを知りました。新しい法律ができて、改訂が必要などころがあるかもしれませんが、同和問題解決にむけての2つの基本方針は必要です。掲載をしてください。また、施策の方向性で、部落差別解決に向けての具体的なことが盛り込まれていません。「部落差別の解消の推進に関する法律」に則って施策を進めるということを書いていただきたいです。</p>	<p>「同和教育基本方針」はすでに廃止されているため、「今後における同和問題解決の基本方針」は内容が現状にそぐわなくなっている面もあり記載していません。 同和問題の解決に向けて、引き続き、教育・啓発に努めていきます。</p>
9	<p>2003年の策定から17年が経過した。この間の「基本計画」によって市の人権政策がどのように行われてきたか、その成果と課題を明らかにされたい。 ※「2. 岡山市におけるこれまでの取組と課題（P3）」の冒頭には、江戸時代末期に起きた「渋染一揆」を載せているが、「渋染一揆」は歴史として取り扱うべきと考えます。また、人権施策とは、行政が市民に押しつけるものではなく、岡山市民の「自分らしく安心して暮らせる岡山市にしてほしい」という声を、岡山市が汲み取り行政施策として市民の人権を保障するものですが、そういった成果が全く示されていない。逆に、市民の人権意識が低いのかのように課題が記述されています。これまで市民の人権保障をどのように行政施策として進めてきたのかを明確に示す必要があるのではないかと。</p> <p>分野別課題の「同和問題」に関わる項を削除されたい。 ※「同和对策事業特別措置法」が2002年に失効して、今日、誰が同和関係者で、どこが対象とされた地域なのかも特定できない状況であり社会的に解決されています。法務省が公表する2019年の「人権侵犯事件の受理及び処理件数」（年間）では、岡山県の総数213件の内、同和問題は3件である。社会段階では、一般対策として処理できるまでに到達しているにも関わらず、特別視することは新たな差別対象者、差別対象地域を生み出す可能性が危惧される。さらに、市民の「差別意識」を課題としているが、憲法が保障する内心の自由に抵触する危険性もある。市民意識調査の結果を受けて、岡山市が差別意識とするものが、必ずしも差別事象に連動しているとはいえない。「差別はいけないもの」という良識ある人権認識は、多くの市民の中にあることは明らかである。特に部落差別はそう断言できる。また、同和問題の課題に「インターネットの差別書き込み」を位置づけるのはいかがなものか。（インターネットを問題にしなければ、本来の結婚や就職などの差別事象はないという見解もできる。国の部落差別解消推進法の第6条調査結果では、法務省は「同和に関する差別書き込みが突出しているわけではない」という見解を示している）インターネット上での誹謗中傷に対応すれば処理できると感じます。多様な分野の差別書き込みを、分野毎に整理すれば、膨大な時間と労力が必要であり、効果も低いといえる。</p>	<p>「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」の基本方針及び取組の方向性を踏まえ、人権教育・啓発を推進してきました。近年、人権課題が複雑・多様化していることから、改訂を行うものです。</p> <p>同和問題は、基本的に解決に向かってはいますが、結婚問題などで差別意識が見られたり、インターネット上での差別書き込みが発生したりするなど、差別意識の解消が課題と考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
10	<p>平成14年3月をもって、特別対策が終了した後も、一般対策において同和問題の解決に取り組んでいただいていることに感謝します。しかしながら、部落差別の状況は、特別対策の時代から大きな改善は見られず、いまだ根深い差別が存在するものと認識しています。また、同和問題の解決はあらゆる人権課題の解決につながるものであり、その点からも、同和問題の解決に積極的に取り組むことは重要だと考えます。平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、部落差別が存在することが法律に明記されました。岡山市においては、これらの点を踏まえ、今回改訂を行う基本計画および「今後における同和問題解決の基本方針」に基づき、今後とも、同和問題の解決に向けた積極的な取組を推進するようお願いいたします。</p>	<p>同和問題は、基本的に解決に向かってはいますが、結婚問題などで差別意識が見られたり、インターネット上での差別書き込みが発生したりするなど、差別意識の解消が課題と考えています。同和問題の解決に向けて、引き続き、教育・啓発に努めていきます。</p>
全般について		
11	<p>パブリックコメントのみならず、直接市民の声を聴く機会を設けられたい。 ※2017年11月19日に市民の声を直接聞く「市民ワークショップ」が勤福センターで開催されたが、それ以降一度も開かれていない。17年間も改訂されていない中で、たった一度のワークショップとパブリックコメントのみで、市民の声を反映させたとは言えないのではないのでしょうか。審議会も数回で素案の中身がほとんど触れられていない。日頃からそれぞれの分野で活動しているNPO団体や諸団体などからの意見を聞く姿勢を示してほしい。「CAPD（評価・改善・計画・実行）」をきちんと実行してもらいたい。市民の声が反映された計画の中身にしてほしい。</p> <p>「計画」の中身が、市政が市民の人権を保障するという視点のうえに「公権力」「社会的権力」等の関係性を明記されたい。 ※全体として人権課題を「私人間」の問題に偏重させている。市政が決して市民の人権を侵害しない、という立場が極めて大切だが、その観点は素案からは読み取れない。全体的に「人権」をハラスメントや差別といった狭い範囲に集約させた形で捉えられている。「人権とは何か」「何のための誰の権利なのか」を明確にさせたいという形で記述を行うべきではないか。</p> <p>全体を通して、岡山市が市民に対して人権を保障するという基軸ではなく、人権問題は市民間の中で起きているので、市がそれを啓発するという形で構成されていることに強く違和感を感じています。岡山市が市民に人権をどのように保障するのかを示す基本計画にさせていただくことを強く要望します。</p>	<p>パブリックコメントについては、広報紙・ホームページ等に加え、NPO法人に通知するなど幅広い意見をいただくように努めたところです。また、人権関係各課をとおして関係団体の意見を聴取しています。</p> <p>本市が行う業務の中には、公権力を行使するものがあり、間違いがあれば市民の人権を侵害する立場にあるという自覚をもつことは重要なことであり、基本計画はこのことを踏まえて策定しているものと考えています。</p>
	<p>「人権とは何か」を明示しないのはなぜですか？人権とは何かと問われて、答えられない人の方が多いと思います。他の利(義務を果たして得る社会契約上の権利)とも性質が異なる(生まれながらに全ての人間が持つ)点や、モラルやマナーでもないし、優しさや思いやりで実現するものでもないのだということ、専門的に勉強しないと今は学ぶ機会が少ないと思います。</p> <p>「人権尊重社会の実現のために、個人はどう成長すればよいのか、何が出来るようになるべきなのか」を明示しないのはなぜですか？[第3次とりまとめ]には「、、、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意欲や態度を向上させること、実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する」とあります。「どのような行動をとるべきか」を考えたり、実践には何が必要かを学ぶことも、人権教育だと思います。以前、教えてもらったのは、人がうすくまっているのを見て声をかけたら返事がなかった、その時に「聞こえづらい人かも」と気づく感覚と、そうなった時に肩に触れながら口を大きく開けて声をかける行動力を身につける所から始めよう、というような内容でした。</p>	<p>今後の人権教育・啓発を推進する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
12	<p>「人権課題の解決（マイナス状態の改善）」という視点だけでなく、「人権感覚の涵養（実現すべきよいことを学ぶ）」の場がまだ不足していると考えています。具体的には、H27年発行の「人権教育指導の手引き」（県教育庁）、「人権啓発ワークショップ事例集『ワークショップをはじめよう』」（法務省人権擁護局）、などのテキストや、人権啓発推進センターでの研修（コンパシードセミナー等、無料！）等、教育・啓発方法の活用を検討してもらえませんか？</p> <p>「人権」という言葉に特有の「とっつきにくさ」や「誤解（特に大人）」解消のために、気軽に参加出来る、明るく朗らかな人権学習の場を小さく増やしてはどうでしょうか。「ちょっとしたもめごと、困りごとの、ほぐし方」みたいな感じの入り口や、短時間でワンポイントの気づきがあるような形なら参加したいと思います。別の企画やイベントに参加したつもりが、後から具体的な人権の「享受」「保護」に気づくような仕掛けなら、ポジティブに学べるような気がします。人権と言えば「侵害」のイメージが強すぎるように感じます。</p> <p>p.7「人権は普遍的文化」とある通り、国・県・市で共通する部分が多いのが当然ですが、岡山市に個別的内容がありますか？それはどこですか？市役所の担当の方も、配置換えなどがあって大変だと思うので、普遍的な内容については同じでよいのではないかと思います。</p> <p>p.6「人権教育・啓発推進の視点」が、[第2次岡山県人権教育推進プラン]と全く異なるのは、なぜですか？</p>	<p>今後の人権教育・啓発を推進する際の参考とさせていただきます。</p> <p>岡山市におけるこれまでの取組と課題を整理させていただいています。</p> <p>人権教育・啓発に関する基本計画として策定しているためです。</p>
13	<p>人権に言及するときは、人権尊重・人権侵害だけでなく、差別意識の解消という言葉・視点が必要である。「差別意識の解消」という言葉をどこかにいれるべきではないか。たとえば、基本理念の冒頭に、「…自らの課題として、差別意識を解消し、人権尊重についての理解と認識を深め…」とする。</p> <p>岡山市の取り組みと課題のところ、市民意識調査を用いて、基本的人権について、「およそ9割が「知っている」と答えるなど、人権についての認識が深まっていることが明らかになりました」とあります。たとえば、DV相談件数、児童虐待件数、いじめ件数などが増え続けているなかで、そのような分析は誤りである。また、根拠としてあげてある市民意識調査においても、平成15年、20年調査では、「知っている」が94～95%、「知らない」が2～3%であったのが、平成25年、30年では、「知っている」が、86～87%、「知らない」が12～13%と、逆に認識が下がってきている。「人権についての認識が深まってきたことが明らかになりました」は削除して、真摯に正確に分析をすべきである。</p> <p>第1章から第3章で、人権や差別とは何かという記述が弱いと考える。例えば、改訂前には、「人権とは「自己実現、自立、社会参加」というすべての人間が持つ基本的欲求を円る権利として捉えることができますが、特定の属性であること等の非合理的理由によって、この権利が不当に阻害されるという差別の問題があります。」と分析されているが、改訂版でも更に深めた記述が必要ではないか。</p>	<p>差別意識や偏見が人権侵害につながるものと考えます。</p> <p>「知っている」の数値の変動は、平成25年度から設問を変更したことによるものと考えており、平成20年度調査以降、過去5～6年の間に、人権侵害を受けたと感じたことがある人の割合が減少していることから人権についての認識は深まっているものと考えます。近年深刻な課題となっているDV、児童虐待、いじめ等については分野別施策において取り組むこととしています。</p> <p>基本理念に、個人の尊厳が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力などを受けず、安全に安心して生きていける社会の実現を目指すこと、すべての人は平等であって特定の属性などによって不当に差別されてはならないことを記載しています。</p>